二　控除予定年の前々年以前において修学支援基金に当該寄附金の受入実績がある前号の法人にあっては、当該法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣に対して、当該受入実績のある直近の年における修学支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。

4　令第二十六条の二十八の二第三項に規定する第二項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。

一　公立大学法人から、控除予定年の前年の九月三十日までに、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人にあっては、当該認可をした都道府県知事。次号において「文部科学大臣等」という。）に対して、修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。

二　控除予定年の前々年以前において修学支援基金に当該寄附金の受入実績がある公立大学法人にあっては、当該公立大学法人から、当該控除予定年の前年の六月三十日までに、文部科学大臣等に対して、当該受入実績のある直近の年における修学支援基金明細書を提出させ、その内容を確認すること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　控除予定年が平成二十八年である場合における第三項第一号及び第四項第一号の規定の適用については、第三項第一号中「当該法人に寄附をした者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」という。）の前年の」とあり、及び第四項第一号中「控除予定年の前年の」とあるのは、「平成二十八年」とする。

○外務省告示第百四十八号

一　次に掲げる各国の政府は、平成十七年四月十三日にニューヨークで採択された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の批准書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

スウェーデン王国	平成二十六年八月十八日
ポルトガル共和国	平成二十六年九月二十五日
アメリカ合衆国	平成二十七年九月三十日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成二十八年一月二十九日
ウルグアイ東方共和国	平成二十八年三月四日
ニュージーランド	平成二十八年三月十八日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

スウェーデン王国	平成二十六年九月十七日
ポルトガル共和国	平成二十六年十月二十五日
アメリカ合衆国	平成二十七年十月三十日
ヨルダン・ハシェミット王国	平成二十八年二月二十八日
ウルグアイ東方共和国	平成二十八年四月三日
ニュージーランド	平成二十八年四月十七日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

インドネシア共和国	平成二十六年九月三十日
イエメン共和国	平成二十六年十月十三日
サンマリノ共和国	平成二十六年十二月十六日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

インドネシア共和国	平成二十六年十月三十日
イエメン共和国	平成二十六年十一月十二日
サンマリノ共和国	平成二十七年一月十五日

（平成二十六年八月二十一日付け、同年九月二十五日付け、同年九月三十日付け、同年十月十六日付け、同年十二月十六日付け、平成二十七年九月三十日付け、平成二十八年二月十一日付け、同年三月四日付け及び同年三月十八日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年五月六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

○外務省告示第百四十九号

次に掲げる各国の政府は、昭和二十一年二月十三日に国際連合総会で採択された「国際連合の特権及び免除に関する条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

ミクロネシア連邦	平成二十年十二月五日
サンマリノ共和国	平成二十四年二月二十二日
スイス連邦	平成二十四年九月二十五日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成二十五年八月一日
東ティモール民主共和国	平成二十七年一月二十三日
サウジアラビア王国	平成二十七年九月三日

よって、同条約は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

ミクロネシア連邦	平成二十年十二月五日
サンマリノ共和国	平成二十四年二月二十二日
スイス連邦	平成二十四年九月二十五日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成二十五年八月一日
東ティモール民主共和国	平成二十七年一月二十三日
サウジアラビア王国	平成二十七年九月三日

（平成二十年十二月五日付け、平成二十四年九月二十五日付け、平成二十四年九月二十五日付け、平成二十五年八月二日付け、平成二十七年一月三十日付け及び平成二十八年二月二日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十八年五月六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

○厚生労働省告示第二百二十号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更後の在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人繊雅幸育会	三重県伊賀市菖蒲池一八四八―一	三重県伊賀市菖蒲池一八四八―一 三重県伊賀市四十九町教免一一四六	平成二十八年四月一日

○農林水産省告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月六日

農林水産大臣　森山　　**裕**

一　保安林の所在場所　京都府綾部市於与岐町向坊六一、六二の一から六二の三まで、六三から六五まで、六四の一、六七、西向北六六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月六日

農林水産大臣　森山　　**裕**